

平成18年4月25日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会殿

日本工作機械関連工業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する
当面の取扱い（案）」の公表に対する意見について

平成18年3月16日付けをもって標記の実務対応公開草案に対して下記のとおり意見を提出する。

記

平成16年厚生年金保険法の改正により、凍結解除後の代行部分の不足財源は事業主負担ではなく、国が負担することが明確になった。代行給付に係る負担は基金の実施・未実施に係らず、事業主は免除保険料相当分だけに限定された。これで代行部分の財政中立化が図られた。今回の財政中立化により、財源の責任負担は大きく変化した。代行部分の実質的給付責任者は事業主ではなく、国であることが恒久的に法令上明確に措置された。

国が実質的な給付責任者であるため、代行部分の退職給付債務は事業主が認識すべきものではなくなった。平成11年8月3日の日本公認会計士協会の公開草案にあるように「代行部分を退職給付会計基準で定める退職給付の対象外にする取扱いが妥当」であるとする考えにすべきであることを強く要望する。ルールだけを作る側が、すべて正しいとして取り扱うことがないような、国益と制度の特性、継続を考えた公平なルールが作られることを切望する。

以上